

## 第1章 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

本区において平成8年に「台東区障害者福祉計画」を策定して以来、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化してきました。

平成14年度までは、「措置制度」により福祉サービスの支給を決定しておりましたが、利用者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者と対等な関係で契約を結び、サービスを利用していく制度へと大きな制度転換が図られました。

こうして、障害福祉の分野に導入されたサービス利用制度が「支援費制度」であり、平成15年度から実施されました。支援費制度は、従来 of 制度に代わる画期的な制度として実施され、サービス利用者が増加する一方、それに伴う費用の増加や、障害の種別や地域により提供されるサービスなどに格差が見られるようになりました。

また、平成14年には、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第2次計画）」が策定され、「共生社会の実現」「施設等から地域生活への移行の推進」という今後の障害福祉の目指すべき基本的な方向が示されました。さらに、平成16年には障害者基本法が改正され、障害者への差別、権利利益侵害の禁止が明記されました。

そして、平成17年には障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。障害者自立支援法はその施行後、一部改正を経て、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、障害者の範囲に難病等を加えることや障害支援区分の新設等が盛り込まれました。また、同年、「障害者基本計画（第3次計画）」が策定され、新たに「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

さらに、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准を目指した国内法の整備等が進められ、平成23年6月には「障害者虐待防止法」の制定、7月には「障害者基本法」の改正、平成25年6月には「障害者差別解消法」が制定されました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

そのような状況の中で、台東区では、平成16年に「台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）」を策定し、平成19年には、「障害者自立支援法」に基づき、「第1期台東区障害福祉計画」を策定しました。さらに、平成21年度からは「障害者基本法」及び「障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）」で定める計画を一体的なものとした「台東区障害福祉計画」を3年ごとに策定し、施策を実施してまいりました。

引き続き障害者制度改革の動向を注視し、現状における課題を整理するとともに、将来の需要を的確に把握し、計画的に施策を推進していくために、第3期計画を経て「第4期台東区障害福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

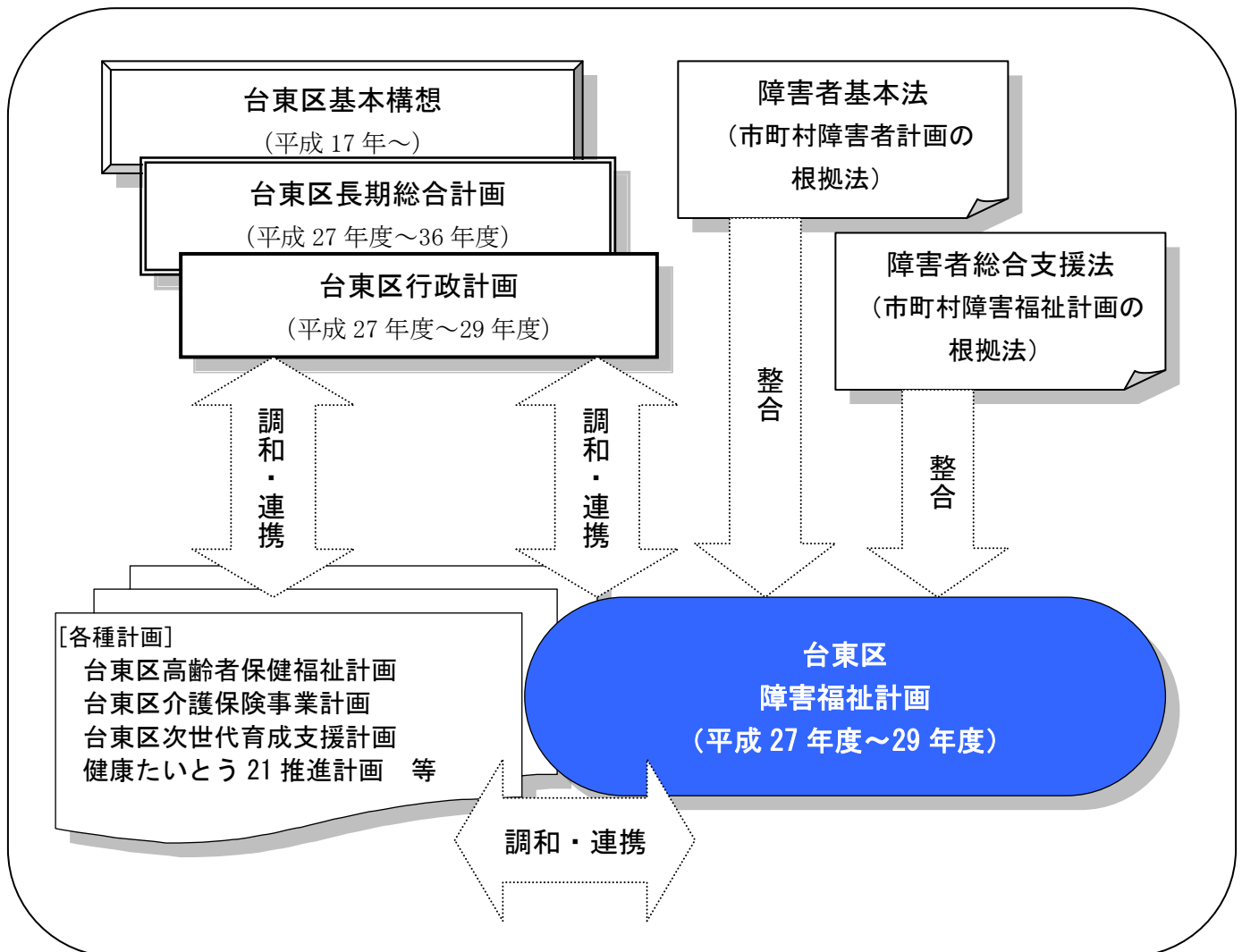
### (1) 法的位置付け

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」（第4期）に相当し、両計画を一体的なものとして策定します。

### (2) 各種計画との関係

本計画は、「台東区長期総合計画」を踏まえるとともに、「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。

#### ■障害福祉計画の位置づけ



### 3 計画策定にあたってのポイント

#### (1) 「障害者計画」と「障害福祉計画」

「市町村障害者計画」は、「障害者基本法」の第 11 条第 3 項に基づき、保健、医療、福祉、教育、就業、生活環境、意識啓発など、障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定める、中長期的な計画です。

これに対し、「市町村障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」の第 88 条に基づき、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定める、短期的な計画です。このため、障害者計画における施策の実施計画的な位置づけとなります。

台東区では、両計画を一体的なものとして「障害福祉計画」としています。

#### (2) 国の「第 3 次障害者基本計画」について

平成 25 年度、国において第 3 次障害者基本計画が策定されました。ここでは、根拠法たる障害者基本法第 1 条の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、新たに「安全・安心」、「差別の解消及び権利擁護の推進」、「行政サービス等における配慮」が新たな分野として追加されました。

#### ○国の第 3 次障害者基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の概要

1. 生活支援  
…障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等
2. 保健・医療  
…精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進等
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等  
…新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興等
4. 雇用・就業、経済的自立の支援  
…障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ等
5. 生活環境  
…住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり等
6. 情報アクセシビリティ  
…放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
7. 【新規】安全・安心  
…防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8. 【新規】差別の解消及び権利擁護の推進  
…障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9. 【新規】行政サービス等における配慮  
…選挙等及び司法手続等における配慮等
10. 国際協力  
…権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信等

### (3) 国の「基本指針」に示された「第4期障害福祉計画」策定について

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法に基づき、第4期障害者福祉計画策定の基本指針が示されています。その主な内容は次の通りです。

#### ○「第4期障害福祉計画」策定に向けた「基本指針」の概要

##### ■計画の作成プロセスに関する事項

PDCAサイクルの導入：「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等

##### ■成果目標に関する事項

「福祉施設から地域生活への移行促進」 「精神科病院から地域生活への移行促進」  
「地域生活支援拠点等の整備」 「福祉から一般就労への移行促進」

##### ■その他

「障害児支援体制の整備」「計画相談の連携強化、研修、虐待防止等」

### (4) 「成果目標」と「活動指標」について

本計画においては、計画の実効性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を掲げます。

#### ○成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

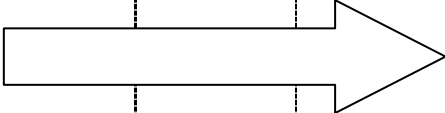

#### ○活動指標

本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国においても、障害福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

## 4 計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画にかかる国の「指針」に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

計画の期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第3期台東区 障害福祉計画						
第4期台東区 障害福祉計画						

## 5 計画の策定体制

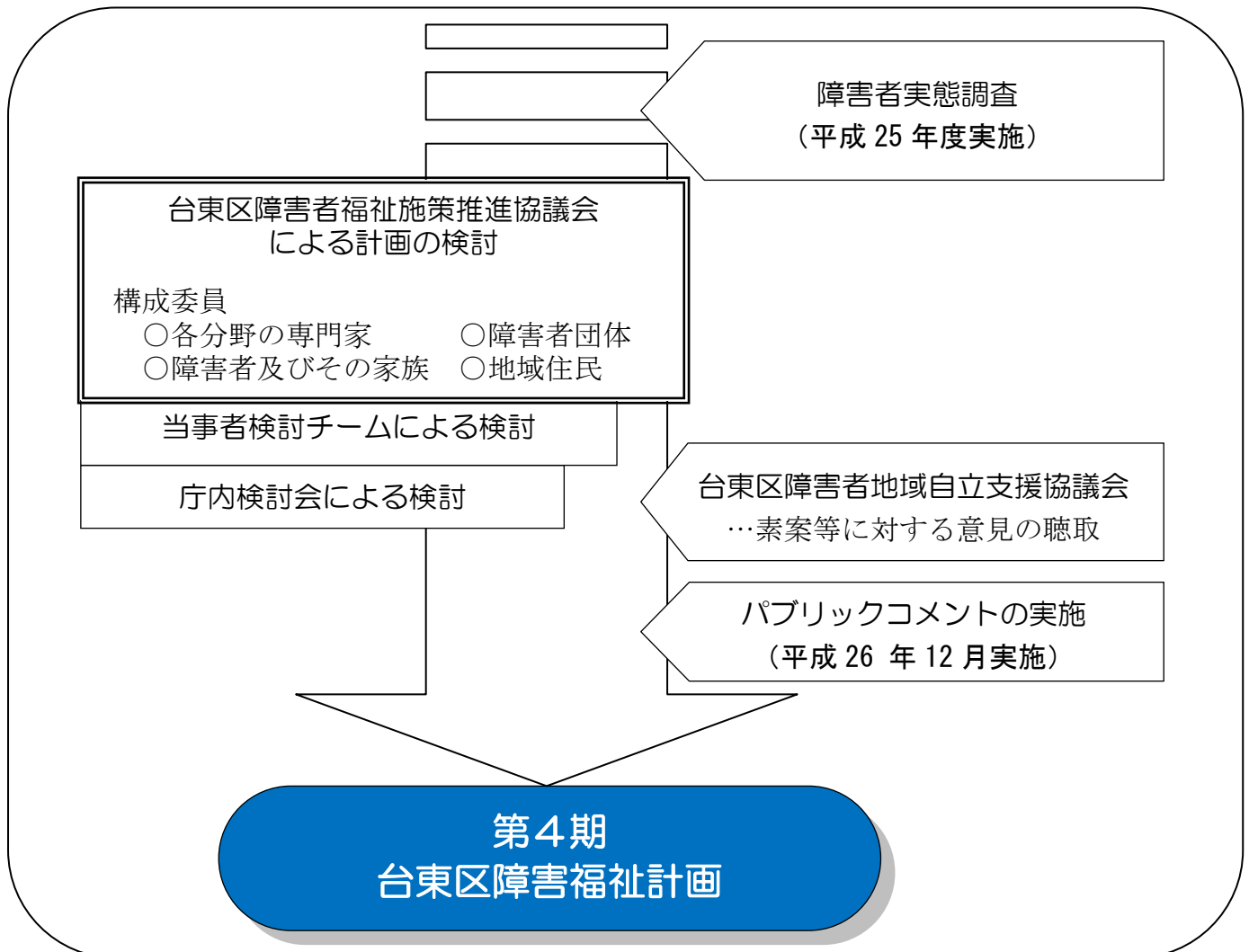
本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、広く区民や関係者等の意見を反映させてきました。

推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されています。本計画の策定にあたっては、推進協議会での議論を中心に策定を進めてまいりました。また、多岐にわたる障害者分野の課題を綿密に検討するため、推進協議会の作業部会として、当事者や支援者のメンバーで構成される「当事者検討チーム」と区関係課職員で構成する「庁内検討会」を設置しました。

また、「台東区障害者地域自立支援協議会」にも本計画策定時には意見をいただき、計画への反映を行っています。

地域の方々の意見の反映については、推進協議会への公募委員としての参加や、平成 25 年度に障害者実態調査、平成 26 年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

### ■計画の策定イメージ





## 6 第3期台東区障害福祉計画における主要な成果

重点課題		項目	目標	進捗状況	達成状況
1	相談支援の充実	委託相談支援事業所	1か所整備 (累計3か所)	・NPO法人りんご村(H24.9～) [既委託相談支援事業所] ・NPO法人ほおずきの会 ・社会福祉法人清峰会	◎
		安心生活支援事業	実施	H24.4から社会福祉法人清峰会へ委託にて実施	◎
2	在宅サービスの充実	日中一時支援事業における医療的ケアの実施	1か所整備 (累計2か所)	たいとう寮に続き、H24.4から浅草ほうらいで実施	◎
		ショートステイ事業における医療的ケアの実施	1か所整備 (累計2か所)	未整備	△
		都型ショートステイ事業	整備	H24.8からNPO法人台東メンタルコミュニティへ委託にて実施	◎
		単身生活サポート事業	整備	H24.4からNPO法人台東メンタルコミュニティへ委託にて実施	◎
3	権利擁護の推進	消費者保護講習会	実施	実施	○
		福祉サービス第三者評価	各年度1か所 (累計6か所)	H24年度 NPO法人りんご村 H25年度 浅草ほうらい H26年度 たいとう寮	◎
		障害者虐待防止センター	整備	H24.10から社会福祉法人清峰会、NPO法人台東メンタルコミュニティへ委託にて実施	◎
4	障害の発見と支援の充実	日中一時支援事業	1か所整備 (累計2か所)	たいとう寮に続き、H24.4から浅草ほうらいにて実施	◎
		松が谷福祉会館こども療育室	充実	巡回訪問の充実 H24年度 192件、H25年度 233件 H26年度(見込み) 240件	◎
5	障害者の雇用・就労支援体制の整備	就労トレーニング事業	各年度20人	H24年度 33人、H25年度 26人 H26年度(見込み)22人	◎
		就労継続支援事業所	支援・検討 (新規実施等)	H24.7 ラムダ、H25.6 今戸ほうらい H26.8 おあしす	◎
6	居住環境の整備、日中活動の場の整備	知的障害者グループホーム	3か所整備 (累計13か所)	H25.6 今戸ほうらい(累計11か所)	△
		精神障害者グループホーム	定数3人増	H24.8から定員1人増 H26.9から定員2人増 (累計18床整備)	◎
7	防災・安全・バリアフリーのまちづくり	防災講習会	実施	実施	◎
8	こころのバリアフリーの推進	音声による道案内事業	充実	[ルート作成数] H24年度 新規6、更新3 H25年度 新規5、更新4 H26年度(見込み) 新規7	○
9	マンパワー(福祉人材)の育成・確保	ガイドヘルパーの養成	各年度30人	H24年度 33人、H25年度 32人 H26年(見込み)度30人	○
		手話通訳者の養成	各年度2人 (累計24人)	H24年度 2人、H25年度 1人 H26年度(見込み) 1人(累計21人)	△

※達成状況について◎は達成、○は達成見込み、△は課題あり